

広島県告示第二百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定によって、広島圏都市計画用途地域を変更した。

なお、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定によって、同法第十四条第一項に規定する図書は、広島県都市部都市事業局都市企画室において縦覧に供する。

平成二十年三月十七日

広島県知事 藤田雄山